

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

太田市「水と緑あふれる」都市環境再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

太田市

3 地域再生計画の区域

太田市の全域

4 地域再生計画の目標

太田市は平成17年3月に旧太田市、尾島町、新田町および藪塚本町が合併してできた新しい市である。本市は、群馬県東部に位置し、人口217,038人（平成17年4月1日現在）、面積176.49平方キロメートルであり、南部には利根川、北部には渡良瀬川が流れており、金山や八王子山系の丘陵のほかは、概ね平坦な地形である。

本市は、自動車産業を中心とした工業、藪塚温泉、重要文化財、歴史的建造物等を中心とした観光産業、肥沃な恵まれた土地を生かした農業と各産業がバランス良く共存し発展している。しかし、昭和35年の首都圏都市開発区域の指定を契機とした産業の飛躍的な発展により都市化が進展し、人口増加が著しくなり、農地の宅地開発化が進んでいった。中心市街地の都市化および農地の宅地開発に伴い、生活環境の悪化、公共用水域の汚濁も進んできた。

このため、昭和41年に中心市街地において下水道事業に着手し、その後、農村部においては農業集落排水事業、住宅団地ではコミュニティ・プラント事業による汚水処理施設の整備を推進し、生活環境の改善、公共用水域の環境保全に寄与してきた。しかし、新田処理区における下水道事業の着手が平成4年と立ち後れ、終末処理場が未供用であるなど、汚水処理人口普及率は依然低い状況にある。

本市は、1市3町の合併を機に群馬県東部の中心都市としての役割を担うとともに北関東を代表する産業都市として、さらなる飛躍を目指している。このため、『個性が輝く生活文化都市』を太田市の将来像として、多様化・高度化する市民のニーズに応えるため、教育文化の向上、福祉健康の増進、生活環境の整備、産業経済の振興、都市基盤の整備および行財政改革の推進を積極的に進め

ることを新市建設計画の目標に掲げている。この目標達成のため、汚水処理施設の更なる整備を促進し、衛生的で快適な生活環境の創出や河川をはじめとする公共用水域の水質向上を図り、地域の自然を生かした自然と人が共生できる環境にやさしいまちづくりを推進し、『水と緑あふれる都市環境』の再生を目指す。

(目標) 汚水処理施設の整備推進

汚水処理人口普及率を 57%から 69%に向上するため施設整備の充実を図る。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

下水道事業は、公共下水道として現認可区域のうち、新田処理区の全域（尾島第3処理分区を除く）および西邑楽処理区の一部（太田第2処理分区、太田第4処理分区の一部）、また、中央第2処理区の一部を対象に管渠整備を行い、農業集落排水は、前小屋地区の整備を行う。

浄化槽事業については、設置者の申請に基づき設置費補助を行なう個人設置型（他の汚水処理事業による整備地区を除く区域）と、地区を設定する市町村設置型（只上町一区・花香塚地区）が計画されているが、平成20年度より大館出塚本村地区を市町村設置型浄化槽事業区域に追加し、更なる汚水処理施設整備交付金の有効な活用を図り、汚水処理人口普及率の向上による公共用水域の水質保全を図る。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金事業を活用する事業

[事業主体]

- ・いずれも太田市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）、浄化槽（市町村設置型）農業集落排水

[事業区域]

- ・公共下水道 太田市新田処理区・西邑楽処理区・中央第2処理区
- ・浄化槽（個人設置型） 太田市全域（ただし、公共下水道認可区域、浄化槽（市町村設置型）事業区域、農業集落排水事業採択及び整備済み地区、コミュニティ・プラントによる整備済み地区を除く）

く)

- ・浄化槽（市町村設置型） 太田市只上町一区・花香塚地区及び大館出塚本
村 地
区
- ・農業集落排水 太田市前小屋地区

[事業期間]

- ・公共下水道 17年度～21年度
- ・浄化槽（個人設置型） 17年度～21年度
- ・浄化槽（市町村設置型） 18年度～21年度
- ・農業集落排水 18年度～21年度

[整備量]

- ・公共下水道 ϕ 150～400 31,378m
- ・浄化槽 3,313 基
- ・農業集落排水 ϕ 150 11,050m

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

- ・公共下水道 新田処理区 9,290 人
西邑楽処理区 1,520 人
中央第2処理区 320 人
- ・浄化槽（個人設置型） 7,585 人
- ・浄化槽（市町村設置型） 1,284 人
- ・農業集落排水 1,530 人（末端施設の整備の対象人口）

[事業費]

- ・公共下水道 事業費 3,427,882 千円（うち、交付金 1,713,941 千円）
- ・浄化槽（個人設置型） 事業費 654,958 千円（うち、交付金 218,319 千円）
- ・浄化槽（市町村設置型） 事業費 514,956 千円（うち、交付金 171,652 千円）
- ・農業集落排水 事業費 1,416,648 千円（うち、交付金 708,324 千円）
- 合 計 事業費 6,014,444 千円（うち、交付金 2,812,236 千円）

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

平成 17 年度から平成 21 年度まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に 4 に示す地域再生計画の目標について必要な調査を行い、状況を把握し公表する。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われているかを把握できるよう、適切な体制を整える。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し